



平成 24 年 7 月 3 日

各 位

会 社 名 ダイヤ通商株式会社
代表者名 代表取締役社長 大矢 晃久
(JASDAQ・コード：7462)
問合せ先 管理部課長 新島 裕一
電話03-5804-5081

不正調査委員会の設置に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 6 月 27 日付「当社第 63 期定時株主総会第 1 号議案『取締役 1 名選任の件』の撤回及び不正調査委員会設置のお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社の菊池新治元監査役（以下「菊池氏」といいます。）の当社取締役候補者としての適格性の判断のため、菊池氏の過去の行為に関し、事実関係及び当該行為が監査役の善管注意義務に違反するか否か等について調査を委嘱するため、当社と利害関係のない外部専門家 3 名で構成される不正調査委員会（以下「本調査委員会」といいます。）を、本日付で下記のとおり設置いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本調査委員会の構成

委員長 大谷 禎男 駿河台大学法科大学院教授、弁護士（元東京高等裁判所部総括判事）
委員 福島 洋尚 早稲田大学法科大学院教授（会社法・金融商品取引法）
委員 水野 信次 弁護士（日比谷パーク法律事務所パートナー）

本調査委員会の委員選定につきましては、平成 22 年 7 月 15 日付日本弁護士連合会策定の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（平成 22 年 12 月 17 日改訂）「第 2. 第三者委員会の独立性、中立性についての指針」に準拠しており、各委員の当社及び当社株主からの中立性・独立性は確保されております。

なお、各委員の略歴については、**別紙 1** をご参照ください。また、各委員との契約関係については、**別紙 2** をご参照ください。

2. 本調査委員会の調査の対象及び目的

(1) 調査の目的

- ① 菊池氏による下記(2)①②の行為（以下「調査対象行為」といいます。）についての事実関係の調査
- ② 菊池氏の調査対象行為が、当社監査役としての善管注意義務に違反するか否かについて、当社取締役会への答申
- ③ その他、菊池氏について、当社監査役としての善管注意義務に違反する行為の有無についての調査及び当社取締役会への答申
- ④ 菊池氏を候補者とする取締役選任議案を当社株主総会に上程することの妥当性についての当社取締役会への答申
- ⑤ 当社のガバナンスのあり方についての調査及び答申

(2) 調査の対象

- ① 菊池氏が、平成23年4月から同年9月までの期間において、当社への事前の届出や情報取扱責任者の了承を得ることなく、自己が保有する当社株式約17,000株を売却した行為
- ② 菊池氏が、平成24年2月ころ、米国の貿易商社において、原油あるいは石油精製の取引先（最大1兆円に及ぶ取引に関するもの）を探していることに対し、当社に事前の報告や相談をせず、当社の取引先に働き掛け、当該貿易商社と当該取引先間の取引仲介をした行為
- ③ 調査対象行為に類似する行為の有無及びその発生の可能性その他当社のガバナンスのあり方／菊池氏の調査対象行為に対する当社関係者の行動

※ 調査対象となる事項についての詳細につきましては、平成24年6月27日付「当社第63期定時株主総会第1号議案『取締役1名選任の件』の撤回及び不正調査委員会設置のお知らせ」をご参照下さい。

(3) 調査の方法等

本調査委員会による調査は、上記日本弁護士連合会策定の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に沿って行うこととします。

また、本調査委員会の独立性、中立性を確保するため、本調査委員会の調査及び答申内容について当社はプレスリリース等により公表することとしており、また、当該調査及び答申に対する当社ないし当社関係者の妨害等があった場合には、本調査委員会の要請によりその事実等を当社に対しプレスリリースにより開示すること等を義務づけ、さらに、当社がこれらを拒否した場合には、大阪証券取引所への通報や株主の皆様への直接的な通知等ができる権限を付与しております。この点の詳細につきましては、当社と本調査委員会の委員との間の委員委嘱契約書を「別紙2」として添付しておりますので、ご参照ください。

3. 今後のスケジュール

- | | |
|------------------|----------------|
| ・ 本調査委員会の設置、調査開始 | 平成24年7月3日（本日） |
| ・ 中間の調査報告書の提出 | 平成24年9月中旬（予定） |
| ・ 最終の答申書の提出 | 平成24年10月下旬（予定） |

4. 当社としての対応

当社取締役会としては、当社役職員に対するヒアリング、意識調査アンケート、調査対象行為及びその類似行為等に関する内部通報窓口の設置その他本調査委員会が必要とする一切の調査に対して全面的に協力するとともに、本調査委員会の調査及び答申の内容につきましては、株主の皆様にお知らせいたします。

また、当社は、当社の役員、従業員が本不正調査委員会に対して全面的に協力することができるよう、当社の役員、従業員に対し、本不正調査委員会による調査及び情報提供の要請に対する優先的な協力を業務上の義務として命じ、これを周知、徹底するとともに、かかる協力を理由として如何なる不利益も被らせないものとし、その身分保障に必要な措置を講じる予定です。

なお、本調査委員会による、これらの調査及び答申の結果、菊池氏について当社の取締役候補者としての適性が認められると判断した場合には、速やかに臨時株主総会を開催し、菊池氏を取締役に選任する旨の議案を会社提案として上程する予定です。

以上

ダイヤ通商株式会社不正調査委員会 委員の略歴

■委員長 大谷 禎男 (おおたに よしお) 氏

昭和 45 年 9 月 東京大学法学部卒業
 昭和 48 年 4 月 大阪地方裁判所 判事補
 昭和 51 年 6 月 判事補 在外特別研究 (フランス共和国派遣)
 昭和 52 年 7 月 広島地方裁判所 判事補
 昭和 55 年 8 月 最高裁判所事務総局 人事局付
 昭和 57 年 8 月 東京地方裁判所 判事補
 昭和 58 年 那覇地方裁判所・家庭裁判所 石垣支部長兼平良支部長
 昭和 59 年 東京地方裁判所 判事
 昭和 60 年 法務省 民事局付
 昭和 61 年 法務省 民事局参事官 (会社法担当)
 平成 4 年 東京高等裁判所 判事
 平成 6 年 名古屋地方裁判所 部総括判事
 平成 10 年 東京地方裁判所 部総括判事
 平成 10 年 12 月 金融再生委員会事務局次長
 平成 13 年 東京地方裁判所 部総括判事 (商事部)
 平成 17 年 大津地方裁判所・家庭裁判所 所長
 平成 18 年 東京高等裁判所 部総括判事 (第 7 民事部)
 平成 22 年 7 月 退官
 平成 22 年 10 月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)
 平成 22 年 10 月 桃尾・松尾・難波法律事務所勤務
 平成 23 年 4 月 駿河台大学法科大学院 教授
 平成 23 年 9 月 原子力損害賠償紛争解決センター総括委員長
 平成 24 年 4 月 駿河台大学法科大学院 法務研究科長 (教授)

■委員 福島 洋尚 (ふくしま ひろなお) 氏

平成 6 年 4 月 南山大学法学部専任講師
 平成 9 年 4 月 南山大学法学部助教授
 平成 12 年 4 月 法政大学法学部助教授
 平成 15 年 4 月 法政大学法学部教授 (平成 23 年 3 月退任)
 平成 18 年 9 月 ミュンヘン大学法学部客員研究員 (平成 20 年 8 月退任)
 平成 20 年 12 月 公認会計士試験委員 (企業法) (平成 24 年 2 月退任)
 平成 23 年 4 月 早稲田大学大学院法務研究科教授 (現任)

■委員 水野 信次 (みずの しんじ) 氏

平成 7 年 3 月 名古屋大学卒業
 平成 10 年 10 月 司法試験合格
 平成 12 年 10 月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 三井安田法律事務所
 平成 16 年 3 月 日比谷パーク法律事務所
 平成 21 年 6 月 昭和リース株式会社 社外監査役就任

ダイヤ通商株式会社不正調査委員会委員委嘱契約書

ダイヤ通商株式会社(以下「甲」という。)及び[各委員](以下「乙」という。)は、以下のとおり、甲の取締役会が設置を決議した不正調査委員会の委員の委嘱に係る契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(不正調査委員会)

- 1 ダイヤ通商株式会社不正調査委員会(以下「不正調査委員会」という。)とは、甲取締役会が設置を決議した外部専門家3名により構成される委員会を指す。
- 2 不正調査委員会は、甲及び甲の全てのステークホルダーのために、専門家としての知見と経験に基づき、甲の菊池新治元監査役(以下「菊池氏」という。)の下記の行為(以下「調査対象行為」という。)に関し、①事実関係の調査、②菊池氏の調査対象行為が当社監査役としての善管注意義務に違反するか否かについて当社取締役会への答申、③その他、菊池氏について、当社監査役としての善管注意義務に違反する行為の有無、④菊池氏を候補者とする取締役選任議案を当社株主総会に上程することの妥当性、及び⑤当社のガバナンスのあり方についての調査及び当社取締役会への答申を行うことを目的とする。

記

- ① 菊池氏が、平成23年4月から同年9月までの期間において、甲への事前の届出や情報取扱責任者の了承を得ることなく、自己が保有する甲株式約17,000株を売却した行為
- ② 菊池氏が、平成24年2月ごろ、米国の貿易商社において、原油あるいは石油精製の取引先(最大1兆円に及ぶ取引に関するもの)を探していることに対し、甲に事前の報告や相談をせず、甲の取引先に働き掛け、当該貿易商社と当該取引先間の取引仲介をした行為

第2条(委嘱事項及び善管注意義務)

- 1 甲は、乙に対し、不正調査委員会の委員を委嘱し、乙はこれを受任する。
- 2 乙は、前項の委嘱事項について、本契約の規定にしたがい、善良なる管理者の注意のもと、誠意をもって、業務を遂行するものとする。

第3条(不正調査委員会の職責等)

- 1 不正調査委員会の職責は、以下に定めるとおりとする。
 - (1) 第1条第2項の調査及び答申(以下「本件調査及び答申」という。)を行うこと。
 - (2) 本件調査及び答申の内容について、調査報告書ないし答申書を作成すること。
 - (3) 本件調査及び答申の内容について、甲のステークホルダーに公表すること。
 - (4) 必要と判断した場合には、甲の取締役会に出席して意見を述べること。
 - (5) 不正調査委員会が本件調査及び答申の過程において必要と考える場合には、捜査機関、監督官庁、自主規制機関などの公的機関と、適切なコミュニケーションを行うこと。
 - (6) 必要がある場合には、不正調査委員会の本件調査及び答申を行う補助者を選任すること並びに甲に補助者を選任するよう要請すること。
 - (7) その他委員会の目的達成に必要な一切の活動。
- 2 甲は、不正調査委員会の調査の方法について、関係者に対するヒアリング、書証の検討の他、不

正調査委員会又は乙若しくはその他の委員に一任する。

- 3 不正調査委員会が調査報告書ないし答申書を作成した場合、甲は、不正調査委員会が当該調査報告書ないし答申書をステークホルダーに公表ないし提出するまで、その全部又は一部の開示を請求することはできない。
- 4 乙は不正調査委員会を通じて、甲に対し、本件調査及び答申の内容その他不正調査委員会がその設置の目的に照らし必要と認める事項を、大阪証券取引所の適時開示システムを通じ、ないし甲のホームページにおいて、プレスリリースすること、及び株主への通知をすることを求めることができ、甲は、当該要求があった場合には、自己の費用において、直ちにこれに応じる義務を負う。

第4条(秘密保持義務)

乙は、不正調査委員会の委員として知った情報を、以下の場合を除いて、第三者(前条第1項(6)の補助者を除く。)に漏洩し、又は不正調査委員会の目的以外に使用してはならない。

- (1) 前条第1項(3)、(4)、(5)及び第6条に定める場合
- (2) 受領した時点で公知であった情報、又は受領後に乙の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報
- (3) 受領した時点で乙が既に保有していた情報
- (4) 乙が別途正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (5) 乙が独自に取得した情報
- (6) 前各号の他、正当な理由がある場合

第5条(協力義務)

- 1 甲は、乙が第3条第1項に定める不正調査委員会の職責を全うすることができるように、本件調査及び答申その他不正調査委員会の活動に全面的に協力する。
- 2 甲は、乙及び不正調査委員会に対して、甲が所有するあらゆる資料、情報、従業員へのアクセスを保障するものとする。
- 3 不正調査委員会が必要と判断したときは、乙は、取締役会に出席して意見を述べ、かつ、当該意見に関し取締役及び監査役の意見を求めることができる。
- 4 甲は、不正調査委員会が設置された際、遅滞なく、甲の役員、従業員等に対して、不正調査委員会による調査及び情報提供の要請に対する優先的な協力を業務上の義務として命じ、これを周知、徹底しなければならない。また、甲は、不正調査委員会に協力した甲の役員、従業員に対し、かかる協力を理由として如何なる不利益も被らせないものとし、その身分保障に必要な措置を講じるものとする。
- 5 乙は、不正調査委員会を通じて、必要に応じて甲の費用で、公認会計士、税理士、デジタル調査の専門家等の各種専門家を選任し、本件調査及び答申その他不正調査委員会の活動への協力を求めることができるものとし、そのための契約の締結その他必要な一切の行為につき甲を代理して行う一切の権限を、甲は、乙に対して本書を以て取消不能で授権する。

第6条(調査等の妨害に対する処置)

- 1 不正調査委員会の活動に対し、甲の役員、従業員、株主及びその他の者による証拠の隠滅、調査への不協力、公表措置の拒否その他妨害行為があると認められた場合には、乙は、不正調査委員会を通じて、不正調査委員会が必要と認める事項を、調査報告書に記載することができ、また、甲

に対して、①大阪証券取引所の適時開示システムを通じ、ないし甲のホームページにおいてプレスリリースすること、②株主への通知をすることを求めることができる。甲は、当該要求があった場合には、直ちに、自己の費用において、これに応じる義務を負う。

- 2 甲が第3条第4項又は前項後段に定める不正調査委員会からの要求に3日以内に応じない場合には、乙は不正調査委員会を通じて大阪証券取引所に対し不正調査委員会が必要と認める事実を通報することができ、また、マスメディアへの通報、株主への書面による通知、その他適宜の方法により、不正調査委員会が必要と認める事項を甲の費用により公表することができる。

第7条(報酬の額等)

- 1 甲は、乙に対し、不正調査委員会の調査等に要した時間に応じて、1時間当たり●●円(消費税別)の委嘱料を支払うものとする。
- 2 前項の委嘱料について、乙は甲に対して請求書を送付し、甲は当該請求書が届いた後、1週間以内に当該委嘱料を乙が別途指定する口座に振り込む方法により支払う。
- 3 甲は、乙が本契約に基づき委嘱された職務を遂行するために要した通信費及び交通費等の実費を、乙より請求があり次第、速やかに乙に支払うものとする。

第8条(補償)

- 1 甲は、本契約に基づき乙が行った行為又は不正調査委員会における乙の任務に起因又は関連して乙に生じたあらゆる損失について、乙に補償し、または乙が損害を受けることのないようにする。ただし、乙の悪意又は重過失による場合には、この限りではない。
- 2 甲は、本契約に基づき乙が行った行為又は不正調査委員会における乙の任務に起因又は関連する、あらゆる捜査手続き又は行政上、司法上若しくは規制監督上の措置又は手続きについて、乙が調査、準備、又は防御に要したすべての合理的な費用を、その支出が生じる都度、乙に対し、補償するものとする。
- 3 甲は、本契約に基づき乙が行った行為又は不正調査委員会における乙の任務に起因又は関連して甲及び甲の役員、従業員、取引先、株主その他関係者に発生した損害について、乙に故意又は重過失がない限り、乙の責任を自ら追及せずかつ第三者をして追求させないものとし、かかる責任追及に付随関連して乙に生じたあらゆる損失、費用等について、乙に補償し、または乙が損害を受けることのないようにする。また、甲の乙に対する損害賠償請求額は、甲が乙に支払済みの委嘱料を上限とする。

第9条(契約期間)

- 1 本契約期間は、平成24年7月3日から平成25年6月開催予定の甲の次期定時株主総会終結の時までとする。
- 2 甲乙は、契約内容等について協議の上、本契約を更新することができる。

第10条(第三者委員会ガイドラインの斟酌及び誠実協議)

- 1 本契約及び本契約に基づく委嘱事項の業務遂行にあたっては、日本弁護士連合会の公表している「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」を斟酌するものとする。
- 2 前項のほか、本契約に定めのない事項については、甲乙の協議の上で決定する。

第 11 条(裁判管轄)

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(条文以上)